

議 事 録

平成26年第4回定例会

[最終日]

平成26年12月15日（月）

開 議	
議 長	皆様こんにちは。 本日の出席議員は、１６人です。 定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。 （１４：００）
日程第１	
議 長	日程第１ 町長から追加議案の提案理由の説明を求めます。 田頭町長
町 長	こんにちは。 本日は、平成２６年第４回筑前町定例会の最終日でございますが、開会初日においていましたように、追加議案を上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。 議案第５３号 筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成２６年８月７日に人事院勧告が行われたことに伴い、筑前町の一般職の職員の給与についても適正に改正するため、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。 議案第５４号 筑前町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、産科医療保証制度における掛金の見直しとあわせて、出産育児一時金の額が見直されることに伴い、健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたため、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。 議案第５５号 平成２６年度筑前町一般会計補正予算（第６号）につきましては、補正額１４，８４２千円を増額し、補正後の歳入歳出総額それぞれ１２，１２３，３１２千円とするものです。 補正内容としましては、人事院勧告に伴う人件費の増額、及びそれに伴う国保特別会計への繰出金の増額、１４，８４２千円を追加するものです。 議案第５６号 平成２６年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）につきましては、補正額４５９千円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ３，７０６，８１５千円とするものです。 議案第５７号 平成２６年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）につきましては、補正額１２２千円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ１６９，７６４千円とするものです。 議案第５８号 平成２６年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）につきましては、補正額５１９千円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ１，２１３，５２１千円とするものです。 議案第５９号 平成２６年度筑前町水道事業会計補正予算（第３号）につきましては、資本的収入を７６０千円増額し、補正後の資本的収入総額を４３２，９３９千円とするものです。 以上、追加議案を提案させていただきますので、慎重にご審議のうえ、承認いただきますようお願い申し上げます。追加議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議 長	町長の追加議案の説明が終わりました。
日程第２	
議 長	日程第２ 議案第４４号「訴えの提起について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 金子議員
金子議員	この案件についてはですね、非常に高く評価をしています。頑張ってくださいよう

	をお願いします。 内容について、2、3、ちょっと質問をさせていただきます。 この件の説明ではですね、本人は行方不明と、土地家屋もないというような説明でございましたが、回収の見込みは立っているのか、ご質問します。 それとですね、これにかかる費用関係を併せて質問します。
議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えします。 回収の見込みということの質問ですが、現在、時効を中断することによって、時効成立部分についての訴えを起こしまして、時効消滅部分と現在進行中の時効につきまして、元のリセットするものでございます。 現在、連帯保証人が2名おられます。この方に債務の承認をいただきまして、わずかでありますけれども、月々返還をしていただくというふうになっております。 2点目の訴訟の費用につきましては、弁護士の委託料、これが20万。あと裁判費用の印紙代、これが5万というふうになっております。合せて25万の費用がかかるようになっておりますが、召喚助成金というのがありますので、その制度に基づきまして、4分の3、国が4分の2、県が4分の1の負担で、町の負担が4分の1というふうになっております。以上です。
議 長	金子議員
金子議員	ちょっと、この会計ではですね、初めてのことでないかと思っておるわけですね。それで、この方だけなのかということとですね、他にあるとすれば、順次訴訟をされていくのかという点を、質問します。
議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えします。 対象者が現在1人かどうかというご質問につきまして、現在時効が成立している方につきましては、この石丸さんお一人でございます。 今後そういう事例が出た場合に、訴訟を行っていくかという形のご質問につきましては、債権の回収という、借りたものは返していただくという原則がございます。今回同様にですね、そういった事例が生じた場合には、弁護士と相談いたしまして、このような手続きをさせていただくように考えております。以上です。
議 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第44号「訴えの提起について」を、採決します。 議案第44号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第44号「訴えの提起について」は、原案のとおり可決されました。
日程第3	
議 長	日程第3 議案第45号「筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 矢野議員
矢野議員	全協で説明いただいた26年度福岡県市町村国保税率のモデル試算というところ

	で、筑前町は27年度改定で試算、他の市町村は26年度税率で試算ということの表をいただきました。 この表で見ると、筑前町だけ改正した場合について、表の中の位置を示してあります。高いほうから言って、改正しても27位というところに位置をしますけど、これが26年度、本町が26年度で計算すると、どの辺の位置にあるのか、教えていただきたいと思います。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 モデル試算につきましては、一応所得額をいくらにするかということで、その順位も多少は入れ替わってまいります。議員さんにお渡ししておりますのは、前年の総所得金額が100万円ということで、お1人世帯ということで、試算をさせていただいております。 26年度、現在の税率で試算をした場合ということですけど、その分については、手元には持って来ておりませんが、以前からそのような計算を行っておりました。多少の移動、推移はですね、所得額によって変わってきますけど、大体50番前後ということになります。
議 長	内堀議員
内堀議員	今回の国保税の改定についてはですね、今後町民の方にたいへんな負担になる部分があると思いますけれども、現在までに8億から9億の累計ということですね、税率を全然扱ってない、今までに累計されるまでに全然扱ってないわけですけども、もっと早くですね、国保の状況を町民の皆様に詳しく説明をしながら、何らかの対応が必要だったのではないかというふうに思いますけれども、今回までその対応を伸ばされてきた理由がありましたら、お願いいたします。
議 長	健康課長
健康課長	国保税の見直しにつきましては、毎年ですね、国保運営協議会の中で決算状況とかを説明いたしまして、見直すべきではないかといったようなこともですね、過去においては説明をさせていただいております。 ただ、その時点、その時点で、一番大きいのは社会情勢であろうと思いますが、協議の結果、そのまま据え置くということに、現在まで至っておりますけど、2年ぐらい前からですね、県の広域化といったようなことがですね、話が出てまいりました。その中では、まだまだ広域化された後の国保事業の運営というのがですね、内容的にまだ全く分からないという状況もございましたし、現在に至ってはですね、国保の運営が県で広域化された後も、国保の財政からすればですね、苦しい状況になり得るといったような姿が見えてきとったわけですけど、その時点においてはですね、やっぱり広域化されれば改善されるのではないかとかですね、そういったことをですね、考慮しながら、現在に至ったのではないかなというふうに考えております。 今、一番大きかったのは、やはり誰もそうでしょうけど、慎重になりすぎてた部分もあったのではないかなというふうに考えております。
議 長	内堀議員
内堀議員	私もですね、毎年の国保の特別会計を見ながら、地域に帰って町民の皆様にですね、毎年2億ずつぐらいの赤字が出ているんだよとかいう説明をしても、やはりそれが自分たちに直接返ってくるような危機感がなかったのが、現在までに至っているのではないかというふうに思っておりますけれども、今後町民の方にも十分な説明が必要ですし、また、29年度にはですね、消費税の増税が伸びたので、はっきりしない点もあるということでしたけれども、一応広域化に伴い、ゼロにして、マイナスをゼロにして、広域化に加入しなければならないというふうなことになると思

	います。 ２８年度で最終的に４億６千万程度ですね、赤字が出るんじゃないかというような報告も受けておりますけれども、あと２年、３年とかいう短い間でですね、それをどういうふうに対応されるのか、その点について、お聞きしたいと思います。
議 長	健康課長
健康課長	お答えします。 今回の税率の見直しにつきましては、あくまで平成２７年、８年の２年間の改正でございます。 ご承知のとおり２５年度につきましては、法定外繰入を行ったにもかかわらずですね、１億４００万ほどの赤字になりましたので、その分を２６年度に繰り越しをしているという状況になっております。 さらに今年度につきましても、やはり２億円前後の赤字は見込まれるというふうに考えておりますので、それだけでも３億ちょっとです。２７、２８が仮にですね、この改定によって、そして一般会計繰入金からの計画的な繰り入れによって、収支の均衡が図られたとしても、３億以上の赤字が２８年度末にはですね、残っているといったようなこととなりますので、そのことはですね、やはり一般会計からの繰入金ということになるのではないかということですね、またそういうことをお願いするようになるというふうに、今現在考えておるところでございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	国保会計自体が本来ならばですね、独立採算制なので、その会計内で、本来ならば処理されなければいけないと思うんですけれども。私たち議員にとっても、今回とても苦しい選択になるのではないかというふうに思います。 そしてやっぱり地域に、町に帰ればですね、私たち議員としても、きちんとやっぱり議決した責任としてですね、どちらになるにしろ、きちんと説明をしないといけないんですけれども。町行政としてもですね、やはりその状況なりを説明をされて、そして住民の方に理解を求める必要があると思うんですけれども、その辺今後どのように対応されていくのでしょうか。
議 長	健康課長
健康課長	お答えします。 国保会計の状況とかですね、当然国保税の見直しを、今、ご提案申し上げておりますので、この点につきましてはですね、やはり広報紙等を使い、住民の方々にですね、いち早くお知らせするというのももちろんのことですけれども、それ以外に、やはりそういった機会を設けるというのがですね、今、国保財政がこういった状況であると。町民の方々の健康づくりということが第一でありますので、そういったことも含めてですね、住民の方々に、そういった考えていただく機会、そういったことを知っていただく機会をですね、何か作ることが必要ではないかなということですね、まだ検討中ではございませんけど、そういった集会とかですね、大会とか、そういったことでですね、周知、理解を図っていききたいというふうに、今、検討をしておるところでございます。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 住民の税金を引き上げるような条例案でございますので、極めて重要な案件でございます。このことにつきましては、まず正しい情報を住民の方にお知らせするのが一番、それから、やはり健康になってもらうということが、まず基本、そのためには、健康になってもらえれば医療費だって安くなるんだということを、しっかり事あるごとに説明をしていきたいと思っております。

	私もいろんな老人クラブ等々の集会等にもよく案内を受けますので、その折々には、今でもいづらか話をしておりますけれども、ぜひ説明をさせていただきたいと思っております。できればうちのほうからも申し入れをしてですね、そういった方々にも説明をしていきたい。 と同時に、今、課長が申しあげましたように、ひとつ健康づくりの契機にもしたいということでございます。ぜひ、何らかの大会等を開いてですね、その中で、より健康づくりを推進できるような、みんながその思いになれるような、そのような仕掛けを今検討中でございますので、まとまりましたら、また議会のほうに報告し実施していきたいと思っております。
議 長	河内議員
河内議員	値上げの理由として、後期高齢分5千万、介護分2千万の不足分を値上げで賄うという、説明だったと思います。 条例案を見ますと、介護の部分を下げておりますが、そしたらまた介護の部分の赤字が増えるのではないかと思いますけれども、その辺はどうなっているのでしょうか。
議 長	健康課長
健康課長	お答えします。 今、議員が申されました後期の分が5千万、介護の分が2千万。この金額につきましては、後期高齢者支援金と介護納付金につきましては、国保税で納めていただいて、支払基金とかにですね、納める額がございます。 後期高齢者支援金につきましては、ここ数年ですね、本来納めるべき額から5千万円ほど、徴収した税がですね、後期高齢者支援分ということでいただいておりますけど、その総額が納める額よりも、総額で大体5千万ぐらい毎年不足をしておったということです。介護分についても同じように、2千万ぐらい不足をしておったということでございます。 今回につきましては、それぞれ増額ということになっております。後期分が1,700万増額、介護分が6,300万ほど増額ということで、今、議員がおっしゃいましたのは、介護分の平等割の部分だけがですね、若干今までよりも低くなっておりますけど、総額としてはですね、それぞれ増額をさせていただく予定であります。
議 長	河内議員
河内議員	今、介護分で6,300万とおっしゃいましたかね、不足は2千万なのに。
議 長	健康課長
健康課長	失礼しました。630万です。
議 長	福本議員
福本議員	担当課長からですね、国保税の会計については、もう詳しくお話いただいてきております。 ところが、県の指導と申しますか、いわゆる地方自治体が非常に国保で困っておる時にですよ、やはり県の指導というものが、あまり私たち見えてこないというふうな感じを受けるわけです。各自自治体で努力しなさいということのみに、そういう状況下にあるということですが、これがもし県下統一というのは、29年に待ち受けております。それにはやはり、もちろん赤字をゼロにして一元化するということでしょうけど、県で一本化した場合は、いわゆる県内がプールした形で一元化するのかですね、その辺について、分かる範囲内で結構ですが、お答えいただきたいと思います。
議 長	健康課長
健康課長	29年の4月にですね、広域化という予定で進められております。 それぞれの市町村の、その時点での財政状況をそのまま持って集まるということで

	は、当然ありませんので、それぞれの市町村の国保会計につきましては、それぞれの市町村できちんと清算を行うということです。そのときに、仮にですね、清算を行うことができなくても、それを数年かけて清算したりですね、そういったことはなされるんじゃないかと思いますので、あくまで29年度に福岡県での国保運営が始まるといったようなことになるというふうに考えております。 指導につきましてはですね、それぞれいろんな補助金等がございますので、そういった指導監査的なものはですね、毎年行われております。その中で国保に関しては、いろんな補助金とか交付金というのがございますので、いろんな取り組みによってですね、その交付金が増えたり、減ったりとかですね、そういったものはいくつかございますので、そういう点についてはですね、やはり改善をすべきだといったようなこともですね、指導がなされているというふうに思っております。 それと県で、県単位で広域された後の国保税でございますけど、説明はしたと思っておりますけど、国または県でですね、標準の税率を用いるといったようなことではなくて、あくまでもそれぞれの市町村の医療費の給付水準によって国保税が決まるといったような仕組みに、ほぼですね、そういったことで進められております。 具体的には県のほうで、それぞれの市町村の医療費の見込みを立てまして、例えば筑前町はいくらの税金を県のほうに納めなさいといったようなことが示されますので、筑前町はその分布金ということなんですけど、その分布金を納めるための税率を筑前町が定めて、賦課徴収を行って、その分布金で決められた額を、県に納めるといったようなことで、今、考えられております。 当然、足りなければですね、やっぱり補填とかいうのも、当然必要になるのではないかというふうに考えております。 これは、なぜそういったことになるかという、いきなりですね、標準化をすると、いろいろ急に上がったりという、いろいろ不都合が出てきます。 それともう1点は、広域化された後でも、それぞれの市町村が、国保のいろんな事業にですね、賦課徴収もそうですけど、そういった努力をしなくなるのではないかとといったような懸念もありますので、そういったことがないようにということでですね、今申し上げました方式になるような予定で進められております。
議 長	梅田議員
梅田議員	今、私たちは本当に重大な判断に直面しているわけなんですけれども、これまで19年から25年、8億2千万以上の法定外繰入が行われておりまして、ここに至るまで執行部として、何かこれまでにいろんな、先ほど町長は、これから説明をして、そして健康づくりも進めていくという発言でございましたけれども。 しかしながら、ここに至るまでですね、やはり何らかの方策を取るべきではなかったかというふうに考えるわけです。 執行部としては苦渋の選択として、このたび税率を上げるという議案が提出されたわけございまして、ここにいる全議員とも、これまでの国保の現状というのは理解しておりますので、このままではいけないという、やはり苦渋の選択を、私たちもしなくちゃいけないという、これを突き付けられているわけなんです。 この議案の説明が出てきたのが、先の全員協議会、11月28日でございまして、今年になって本当に国保運営協議会に、この諮問が、それも9月になって初めて出されたということで、バタバタという感じでこれが、議案が上がってきているわけなんです。 じゃあ、今年のはじめ4月ぐらいとか昨年とか、その前からこういう議論ということ、国保審議会の運営協議会のほうに、こういう議論というのはなされてきたのか、執行部の考えをお尋ねいたします。

議 長	健康課長
健康課長	お答えします。 国保運営協議会のほうに対しましてはですね、毎年行っております。今の国保財政の状況とかですね、国保税がいくら不足をしておるとかですね。先ほど申し上げました、例えば高齢者支援金が5千万、介護納付金が2千万とかですね、そういった部分の不足を生じておるといったようなご説明はさせていただいておるところでございます。 ただ、先ほども申し上げましたけど、事務局、町のほうからですね、この国保税の見直しについてでありますけど、特に県の広域化ということが、今年になっていろいろな姿が見えてきましたけど、1年前はまだまだそういったものが見えてなかったという状況もございます。広域化されてからの国保税について、最大の関心のところではありましたが、そういったものも全く分からない状況の中で、少しはですね、広域化されるということに対するですね、期待感もあったというのは間違いないというふうに思っております。 今、このような状況にあって、繰入金もこれまでいくら行ってきたとかですね、そしていくらぐらい不足しているといったような説明をし、そして国保税の見直しについても、必要は認めるけど、やっぱそういった期待感もですね、少しあったということで、そういった説明をですね、運営協議会の中では昨年、その前ですね、事務局のほうからはしておったという経緯がございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	本当に、サービスは高く、そして負担は低くというのが、一番福祉面においてはベストなことだろうと思います。 現状を考えたときに、本当に本町においては、これまでの経過を見たときには、たいへん厳しい状況に置かれておりますので、本当にこれを住民の方、先に新聞に出て、議案の説明は受けましたが、その後すぐに新聞にも出ておりまして、これを見たときに住民の方は、本当に「えっ、10%以上も上がるのか」というふうな、そういう質問も受けたわけでございますので、やはり先ほど意見として出ておりましたけれども、本当にこのことについてですね、単なる、こうやって上がりますだけじゃなくて、きちっとしたデータを添えて、説明を住民の方に納得していただけるようにすることが、大事じゃないかなというふうに考えます。 そしてまた、考え方を変えますと、今回税率の引き上げになるんですけれども、これまで7年間なり、ずっと据え置いてきたということは、本来であれば上げないといけないような状況であったけれども、上げずにきたこの苦渋の選択、努力と言いますか、あんまり町民の皆様に負担をかけずに、これまできて、ここに至って、こういう負担を、申し訳ないけど、かけることになるんですという、やっぱこういうですね、説明というのが大事じゃないかなと思いますが、その点、町長、ご答弁をお願いしたいと思います。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 まずですね、これは合併までさかのぼることが必要だろうと思っております。 合併時にすり合わせをやりました。できるだけ住民の負担を少なくして、よりスムーズな合併を進めていこうじゃないかということと、ある一方では、1つの町のほうには基金が残っておったと。そういった基金も、消化するまでには何年かあるから、そのままで何とかカバーできるんじゃないかという思いもあって、合併間もない頃はそのような考え方であったということでございます。 その後、周辺の市町村も引き上げをやってきたんですけれども、うちのほうはそのま

	ま見送ってきたと。そして、今年になって、特に医療圏が同じであります朝倉市等も、今回の12月議会に提案されるという情報が早めに入ってきたと。そういったこともありまして、歩調を合わせたがよからうということが、1つの要因でもあります。 それともう1つは、やはり国保会計というのはもう、全国的に赤字であると。総額、今、平成24年度の決算ベースで3千億円、収支が赤になっておるそうでございます。それぞれの自治体が繰上充用なり法定外繰入なりですね、対応しているけれども、とてもこのままでは自治体が耐え切れないということで、国のほうにも、ぜひ抜本的な負担金の増額をというようなことの要望活動が、今、全国の、ほんと全国の自治体でなされているところでございます。 その中で、24年度ベースで3千億不足するけれども、国のほうもなかなか厳しいということがございまして、その内の2,200億円だけは、何とか大筋で、地方と国が協議いたしまして、ほぼ合意になっていると。 ただ、実施時期が非常にあいまいであるということで、今、延び延びになっている。それで今年の大会においても、早期にそれを実施していただきたいということを言っているところでございます。 しかし、そうは申しまして、既に24年度ベースで800億円からの差があるわけでございますから、どうしてもやっぱり自助努力を進めなければならないということになりまして、今回やはりやむなしというところもありまして、引き上げをお願いしているところでもあります。 また、消費税も繰延になりましたので、その2,200億円の負担金ですね、今後どのように展開するのかというのが、ちょっと不透明な部分もあるということでもございます。 そういったことで、結局赤字が、いくらかその波がありまして、年によってはいくらか改善される。少なくなったりしておりましたので、少し様子を見る必要もあろうかと思いましたが、ここ数年は、かなり2億円、そして今年も2億円を越すだろうというようなことが、ほぼ6、7月の段階で見通しが立ちつつありましたので、このまま放置することは許されないだろうということで、今回本当に無理な、非常に厳しい判断をさせていただいたところでもございます。 この内容につきましては、十分ですね、数字をもって説明をしていきたいと、そのように考えます。
議 長	梅田議員
梅田議員	低所得者の方たちに対しては、軽減額があるわけ、7割とか5割、2割とかありますが、今回の税率改正に、税率が上がるわけですけども、それによる低所得者への対応策というのは、具体的にお考えになっているのか、お尋ねをいたします。
議 長	健康課長
健康課長	低所得者の方への配慮という点につきましてはですね、今、議員が申されましたように、7割、5割、2割の軽減制度がございます。そして、今年の4月に、条例改正もさせていただきましたけど、5割と2割軽減の対象者が拡充をされております。 先ほど町長が言いました2,200億の500億はですね、この部分に追加を、もう既にされておる部分でございます。1,700億がですね、まだ実施時期が決まっていないということでございますけど、そのことによりまして、本町におきましてもですね、軽減の対象者が当然増えております。国保世帯の約半数の方が軽減の対象世帯という状況に、今なっておるところでございます。 今回の改正につきましても、所得割をですね、増額すれば、それは所得のある方が増額になるということでございます。均等割、平等割を高くすれば、その分については、低所得者の方も当然高くなるわけでございますけど、提案の折に少し説明をさせ

	ていただきましたけど、応能割、応益割というのがございます。均等割、平等割が応益割でございますけど、この部分についての割合をですね、本来は50対50が望ましいということでもありますけど、ほんの若干ではありますけど、応益割合のほうが若干少なめの率になっております。 ただ、ここはあんまりバランスを崩すと、中間所得層の方にですね、負担が増えていきます。特に、軽減にすれすれで該当されない方のところにしわ寄せが行きますので、あまりバランスを崩さないようにですね、それでも若干割合をですね、低くさせていただいて、税率の考慮をさせていただいております。
議 長	矢野議員
矢野議員	今、福本議員から質問された件なんですけど、私も十分理解してないんですけど。県に広域化された場合、どういうメリットがあるんですかね。みんな今までどおり税は集めて納める。その計算は向こうで全部やってしまいますから、要はそういう事務量が減るということなんですか。そういう減るのと、何か他にいろんなメリットがあるんでしょうか。
議 長	健康課長
健康課長	元々国保の運営をですね、広域化で行うということに関しましては、国の国保の基盤強化に関する、国保の基盤強化に関する国と地方の協議が、ずっと以前から行われております。その中の大きな柱としましては、1点目が、もちろん国からの財政支援ですね、追加公費をいくら行うかといったようなことがですね、もう以前から行われておりまして、最終的にはまだまだ決まっておりますけど。 もう1点の柱が、国保事業の運営を県単位で広域化することによって、その安定化を図るといったようなことでですね、協議が進められております。 これにつきましては、財政支援ですね、国からの追加公費がまだまだ示されていない部分が多くありますので、これがなければですね、やはり広域化してもですね、それぞれの市町村のメリットには繋がらないんじゃないかなというふうにですね、今現在思っておるところでございます。 事務的にもですね、国保税の賦課徴収そして保険事業につきましては、今までどおり市町村が担うということになりますので、事務でですね、そんなに減少するといったようなことはですね、ないというふうに考えております。 あくまでも協議の大きな柱であります1つの、国からの追加公費、十分な追加公費が望めないのであれば、広域化されてもですね、財政運営が著しく好転するようなことではないのではないかと思いますし、事務的にもですね、大きな軽減はないというふうに、今考えております。
議 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	反対の立場から討論します。 今でさえ所得の1割を超える保険税負担をし、年金の引き下げ、消費税の増税、円安による物価高が家計を圧迫しています。これ以上の税負担の引き上げは、さらに家計を圧迫し、生活にも支障をきたすものです。 消費税増税が先送りとなり、国、県の明確な方針が確定していない中、赤字補填は一般財源からの繰り入れで賄い、国に国庫負担の復元を求めていくべきと考えます。 よって、反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。

	矢野議員
矢野議員	賛成の立場で議論をさせていただきたいと思います。 県内の国保会計の２５年度の決算は、６０団体のうち４０団体の７３．３％が赤字となっています。国保会計は独立採算制が原則ですが、国保は国民皆保険としての重要な役割を担っている中で、高齢者、無職者、低所得者が多く加入し、医療費が増大する人たちがたいへん多くなっており、構造的な問題となっているところであります。このことは国で解決しなければならないわけですが、財政措置ができてない状況であります。このため一般会計からの法定外繰入に頼らざるを得ない状況となっているのは、仕方がないと思います。 しかし、すべて一般会計からの繰出金で賄うというのは、本町の国保加入率は人口率で２５％、世帯数で４０％となっていることと、今まで一般会計から８億円以上繰り出しをしており、今後毎年１億円を繰り出す予定からして、町民の皆さんから理解を得ることはできないと思います。 以上のことから、今回の国保税の引き上げについては、やむを得ない選択であると思うところです。また、今回の引き上げは、平均１０．７％の引き上げの中、高所得者は１４．３％のアップに対し、低所得者は７．４％に抑えたのは理解いただけると思うことから、この議案に対しては、引き上げやむなしとして、私の賛成討論とします。
議 長	原案に反対者の発言を許します。 次に、原案に賛成者の発言を許します。 一木議員
一木議員	私も賛成の立場から討論をさせていただきます。 税率、税の負担は、誰しも低くて安いほうがよいわけでございます。 このたび国保税率の改定により、所得割が１．６％増、１人当たり賦課額、９，０９０円の増となる案でございます。 平成２９年度からは、国保事業の県単位の広域化が予定されておりますが、そのことも見据えたうえで、これまで平成１９年度以降、赤字分を一般会計からの法定外繰入金で補ってきました。その額は６億９，３００万円にもなっております。 赤字は、構造的課題が大きいわけだが、この状況を続けることは議会、議員としても容認しがたいということで、このことを住民、被保険者の皆様にも理解を求めているかなければならないというふうに考えます。 よって、原案に賛成することを表明し、討論といたします。以上です。
議 長	これで討論を終わります。 これから、議案第４５号「筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第４５号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。（賛成者挙手）
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第４５号「筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第４	
議 長	日程第４ 議案第４６号「筑前町図書館条例及び筑前町めくばる条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。

	これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第４６号「筑前町図書館条例及び筑前町めくばーる条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第４６号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第４６号「筑前町図書館条例及び筑前町めくばーる条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第５	
議 長	日程第５ 議案第４７号「平成２６年度筑前町一般会計補正予算（第５号）について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の７ページです。総括の歳入の部分なのですが、９款国有提供施設等所在市町村助成交付金、１，９２１千円アップになっておりますが、今後上がる可能性はあるのでしょうか、お尋ねします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えします。 これにつきましては、いわゆる基地交付金でございます。ここ数年、大体１，２００万程度で経緯しております。これがいわゆる率で配分ではなくてですね、割り当てた予算を、いわゆるその施設の残存の価格ですね、施設費にありますけど、その価格に対して割り戻したような格好でやっておりますので、元々の配分される予算自体が増えれば、当然増えてくると思いますが、国の考え方でございます。 今のところ毎年減価償却をしながら、いわゆる資産価値を評価して、そしてそれで提出して、それに対してきているもので、何%来るというものではないんでございます。そういう意味ではですね、あまり変わらないんじゃないかなと思っております。
議 長	他にございませんか。 河内議員
河内議員	議案書の１６ページです。 ９款教育費、めくばーる図書館費ですが、委託料の窓口等運營業務引き継ぎ委託料、４４３千円ありますが、これは、委託先が代わるための委託料でしょうか、お尋ねします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 平成２７年３月をもって、現在行われておりますめくばーる・コスモス図書館の業者さんの契約が切れます。新しい業者さんの選定作業に伴いまして、引継ぎの費用として計上しているものでございます。
議 長	河内議員
河内議員	議案書の９ページです。 １４款使用料及び手数料ですが、平和記念館入館料が７３８万増額になっております。目標よりどれくらい多く入館していただいたんでしょうか、お尋ねします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 当初は１０万人で見込んでおりましたけれども、１万８千人の増人員の見込みを立

	ております。以上です。
議 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第４７号「平成２６年度筑前町一般会計補正予算（第５号）について」を、採決します。 議案第４７号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第４７号「平成２６年度筑前町一般会計補正予算（第５号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第６	
議 長	日程第６ 議案第４８号「平成２６年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第４８号「平成２６年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について」を、採決します。 議案第４８号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第４８号「平成２６年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第７	
議 長	日程第７ 議案第４９号「平成２６年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の７ページです。 １目一般管理費の弁護士委託料なんですが、先ほど１４番議員の質問の中で、費用は２５万で、町の負担は４分の１だということでしたが、それですと、４分の１だと６２，５００円ですが、８万円計上しています。この違いをお尋ねします。
議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えします。 先ほどの金子議員からの質問の中で回答しました弁護士費用の２０万というのは、当初予算で計上させていただいております。 今回の補正の弁護士費用委託料の８万というのは、現在民事調停を１件進めております。その関係の弁護士費用という形で、補正をさせていただくものでございます。 以上です。
議 長	河内議員

河内議員	弁護士に頼むのが8万で足りると思わないんですが、これで足りるんですか、調停。
議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えします。 8万円は、弁護士のほうから費用の見積書を聴取しまして、8万円というふうになっておりますので、その金額の補正ということで、回答させていただきます。
議 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第49号「平成26年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」を、採決します。 議案第49号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第49号「平成26年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第8	
議 長	日程第8 議案第50号「平成26年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第50号「平成26年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について」を、採決します。 議案第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第50号「平成26年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第9	
議 長	日程第9 議案第51号「平成26年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第51号「平成26年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について」を、採決します。 議案第51号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

	(賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第51号「平成26年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第10	
議 長	日程第10 議案第52号「平成26年度筑前町水道事業会計補正予算(第2号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第52号「平成26年度筑前町水道事業会計補正予算(第2号)について」を、採決します。 議案第52号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第52号「平成26年度筑前町水道事業会計補正予算(第2号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第11	
議 長	日程第11 議案第53号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	それでは、追加議案書の2ページになります。お開きください。 議案第53号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名です。 提案理由は、町長の提案理由のとおりでございます。 なお、初めに、この条例改正の主なポイントについて、説明をいたします。 ポイントは3つございます。 1つ目は、給料月額を、平均0.3%引き上げ、世代間の給与配分の見直しの観点から、若年層に重点を置いて改定し、1級の初任給を2千円引き上げます。 2つ目は、ボーナスを年間3.95月から4.10月に、0.15月分増額し、勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分を勤勉手当に配分をします。 3つ目は、実施の時期です。 給料月額については平成26年4月1日から、勤勉手当については平成26年12月1日から適用されます。 それでは、3ページをお開きください。 筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 第1条、筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を、次のように改正する。 また、9ページのほうをご覧ください。 第2条、筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を、次のように改正する。 以上、同じように規定しておりますけれども、3ページからの第1条の改正は、4

	ページ以下の別表第1に示す給料月額を改正し、本年4月1日から適用すること。及び第26条で、勤勉手当の率を改正し、本年12月1日から適用するものでございます。 また、9ページからの第2条は、第1条で改正した勤勉手当を、平成27年4月1日以降について、本来の6月と12月の支給率を規定して、さらに改正するものでございます。 3ページの対照表をご覧ください。 第26条第2項第1号については、再任用以外の職員の勤勉手当の支給月数を、下線部分の改正により、100分の67.5から100分の82.5にするなど、0.15月分上乗せするよう改正をしています。 同項第2号については、同じく下線部の改正により、再任用職員の勤勉手当を0.05月分上乗せする改正でございます。 次の、附則第12項の下線部の改正は、55歳以上の職員、特定職員と言いますが、特定職員につきましては、1.5%給与が、今、減ぜられて支給されていますので、この勤勉手当の総額についても、1.5%分減額して支給することを規定しているものでございます。 次に、4ページから8ページに付けております別表第1は、給料月額の改正でありまして、給料月額に下線がある号級の給料月額を変更するものであり、先に説明しましたように、平均0.3%引き上げ、世代間の給与配分の見直しの観点から、若年層に重点を置いて改定し、1級の初任給を2千円引き上げます。 次に9ページ、第2条の改正について、説明いたします。 改正内容は、第1条で改正した規定を、対照表の右側の現行としたうえで、さらに平成27年4月1日以降の6月と12月の勤勉手当の支給月数を、再任用以外の職員にあっては100分の75月、それから再任用職員にあっては100分の35月に改正するものでございます。 10ページになります。 附則、1、この条例は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。 2、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は、平成26年4月1日から、同条の規定による改正後の給与条例の規定は、平成26年12月1日から適用する。 以下、給与の内払等の規定であります。 以上のとおり提案いたします。
議長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 福本議員
福本議員	ただ今の説明で、中身については、少しは理解された分があるわけですが。 人事院勧告は8月の7日に実施されたということで、なぜ12月の第4回定例会の当初の議案として間に合わなかったのか、追加ということでの対応というのは、その辺の時間のかかり方というのが、私は分かりませんでしたけども。 もう既に12月から一部では執行するということですので、その点の時間のかかった原因か何か、ご説明いただきたいと思います。以上です。
議長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 まず、人事院勧告はですね、今年は8月の7日に出ております。その人事院勧告を受けてですね、これは、国の国家公務員の給与についてでございますけれども、それは、その後政府等で協議されてですね、閣議決定とかをなされます。

	大体例年１０月末とか１１月にですね、そういう閣議決定がなされまして、それを受けてですね、それに準じるという形で例年行っております。 本年につきましてもそういう形で、確か１０月末頃だったと思いますけれども、閣議決定がなされまして、そしてその後、それに基づいて組合との交渉等をする中でですね、大体１１月の２１日に組合のほうとの協議も妥結したわけでございます。 この１２月の議会の議案といいますものは、１１月の中旬ぐらいまでに取りまとめが行われまして、そして議会の運営委員会が１１月の２０日でございます。その時点ではですね、最初の議案としてはですね、間に合わないわけございまして、そういったことから追加ということですのでですね、議案として提出させていただいておる次第でございます。
議 長	河内議員
河内議員	職員の方のボーナスは、もう支給されているのではと思うのですが、差額分を後で追加するということですか。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 １２月のボーナス分についてはですね、改正前の、今の現行で支給されておまして、本日可決をいただきましたら、この後ですね、今月中に追加してですね、予算を、通らないと予算ありませんので、そして差額として今月中に支払う予定でございます。
議 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第５３号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第５３号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第５３号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第１２	
議 長	日程第１２ 議案第５４号「筑前町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	議案書の１１ページをお願いいたします。 議案第５４号「筑前町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長のほうから説明がありましたので、省略をさせていただきます。 １２ページをお願いします。 今回の改正内容につきましては、出産育児一時金の額を３９万円から４０万４千円とし、産科医療補償制度に加入している病院等の出産の場合において、加算して支給する上限を、３万円から１万６千円に改正するものであります。

	これは、産科医療補償制度掛金3万円を1万6千円に見直すことと合わせまして、出産育児一時金の総額を42万円に維持することが決定されたことによるものです。 改正後につきましては、産科医療補償制度に加入していない病院等の出産である場合の出産育児一時金につきましては、1万4千円増の40万4千円となり、補償制度に加入している病院等での出産の場合は、今までどおり42万円ということになります。 なお、昨年度の出産育児一時金の支給は36件で、その内補償制度に加入していない病院等での出産に対する支給件数は、3件となっております。 附則、この条例は、平成27年1月1日から施行いたします。 以上、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第54号「筑前町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します 議案第54号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第54号「筑前町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 3時30分より再開します。 (15:15)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (15:30)
議 長	先ほどの梅田議員の質疑の件で、田頭町長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。 田頭町長
町 長	発言の訂正とお詫びを申し上げます。 先ほどの梅田議員の質疑の中で、私のほうが、平成24年度決算ベースで全国的に3千億円の赤字であるというところを3千円と表現したようでございますので、訂正させていただきます。 併せまして、2,200億円の数字につきましても、円と表現したようでございますので、2,200億円が正しゅうございます。お詫びいたします。
日程第13	
議 長	日程第13 議案第55号「平成26年度筑前町一般会計補正予算(第6号)について」を、議題とします。 説明を求めます。 財政課長

財政課長	追加議案書の１３ページをお願いいたします。 議案第５５号「平成２６年度筑前町一般会計補正予算（第６号）について」平成２６年度筑前町一般会計補正予算（第６号）を、別冊のとおり提出する。本日付け、町長名でございます。 別冊の平成２６年度筑前町一般会計補正予算（第６号）をお願いいたします。 １ページをお願いいたします。 平成２６年度筑前町一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出の補正につきましては、それぞれ１４，８４２千円を追加し、歳入歳出の総額を１２，１２３，３１２千円とするものでございます。 ５ページ、６ページをお願いいたします。 総括表でございます。５ページ、６ページでございます。 補正の内容につきましては、人事院勧告に伴います職員給与等の人件費の補正でございます。 以下、事項別明細につきましては、説明を省略したいと思います。以上でございます。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第５５号「平成２６年度筑前町一般会計補正予算（第６号）について」を、採決します。 議案第５５号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第５５号「平成２６年度筑前町一般会計補正予算（第６号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第１４	
議 長	日程第１４ 議案第５６号「平成２６年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について」を、議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	議案書の１４ページをお願いいたします。 議案第５６号「平成２６年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について」 平成２６年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）を別冊のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 別冊の平成２６年度国保特別会計補正予算（第３号）をお願いいたします。 １ページでございます。 平成２６年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号） 平成２６年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正でございます。

	第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ459千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,706,815千円とするものとさせていただきます。 事項別明細書7ページをお願いいたします。 1款1項1目一般管理費459千円の増額であります。給与改正に伴う人件費の補正を行うものであります。 6ページの歳入でございますが、人件費補正分を一般会計から繰り入れるものとさせていただきます。 以上で、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第56号「平成26年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」を、採決します。 議案第56号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第56号「平成26年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第15	
議 長	日程第15 議案第57号「平成26年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について」を、議題とします。 説明を求めます。 上下水道課長
上下水道課長	追加議案書の15ページをお願いします。 議案第57号「平成26年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について」 平成26年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。 本日付け提出、町長名です。 別冊の農業集落排水事業特別会計補正予算書をお願いします。 1ページをお願いします。 平成26年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) 平成26年度筑前町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ122千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169,764千円とする。 次に、7ページをお願いします。 事項別明細書の説明をいたします。 まず、歳出でございます。 1款1項1目農業集落排水施設管理費、122千円の増でございます。 節の詳細につきましては、補正予算書に記載のとおりでございますので、説明を省きます。

	内訳につきましては、給与改正に伴い、給料等の人件費を増額するものでございます。 次に、6ページをお願いします。 歳入でございます。 2款1項1目農業集落排水施設使用料、122千円の増です。 歳出の人件費の増額補正分に使用料を充てるものでございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の5ページをお願いします。 歳出の、財源の内訳なんですが、先ほどの国保特別会計の財源の内訳は、その他になっておりましたが、農業集落排水事業は、一般財源でいいんでしょうか、お尋ねをします。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	お答えいたします。 特定財源というのは、繰入金とか補助金、その他のものを特定財源と言いまして、使用料でございますので、受益者の方から貰ってくる使用料を充てるということで、一般財源ということになります。
議 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第57号「平成26年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について」を、採決します。 議案第57号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第57号「平成26年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第16	
議 長	日程第16 議案第58号「平成26年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について」を、議題とします。 説明を求めます。 上下水道課長
上下水道課長	議案書の16ページをお願いします。 議案第58号「平成26年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について」 平成26年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を別冊のとおり提出する。 本日付け、町長名です。 別冊の補正予算書をお願いします。 1ページをお願いします。 平成26年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) 平成26年度筑前町の公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定める

	ところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ519千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,213,521千円とする。 次に、7ページをお願いします。 事項別明細書の説明をいたします。 歳出でございます。 1款1項1目公共下水道施設管理費、304千円の増です。 節については、予算書に記載されているとおりでございますので、説明を省略します。 2款1項1目公共下水道施設整備費、215千円の増です。 これも同じく、節については、補正予算書に記載のとおりでございますので、説明を省略します。 補正の理由につきましては、先ほどの農業集落排水と同じく、給与改正に伴います人件費の増額でございます。 次に、6ページをお願いします。 歳入でございます。 2款1項1目公共下水道施設使用料、519千円の増です。 歳出の人件費の増額分に下水道使用料を充てるものでございます。 以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第58号「平成26年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について」を、採決します。 議案第58号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第58号「平成26年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第17	
議 長	日程第17 議案第59号「平成26年度筑前町水道事業会計補正予算(第3号)について」を、議題とします。 説明を求めます。 上下水道課長
上下水道課長	追加議案書の17ページをお願いします。 議案第59号「平成26年度筑前町水道事業会計補正予算(第3号)について」平成26年度筑前町水道事業会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。 本日付け、町長名です。 別冊の筑前町水道事業会計補正予算書をお願いします。 1ページをお開き願います。 平成26年度筑前町水道事業会計補正予算(第3号) 第1条です。

	平成２６年度筑前町水道事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。 第２条、平成２６年度筑前町水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。 支出の１款収益的支出、第１項営業費用、７６０千円を増額補正し、収益的支出の総額を４３２，９３９千円とするものです。 なお、収入の補正はございません。 補正の内容について、説明をいたします。 ７ページの次の、別冊補正予算（第３号）付属書類をお願いします。 １０ページから１１ページにかけてでございます。 今回の補正は、収益的収入及び支出の、支出の分となります。 １款水道事業費用、１項３目の総係費の補正は、給与改正に伴って、給料、手当、厚生福利費を増額することによる補正です。 以上で、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第５９号「平成２６年度筑前町水道事業会計補正予算（第３号）について」を、採決します。 議案第５９号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第５９号「平成２６年度筑前町水道事業会計補正予算（第３号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第１８	
議 長	日程第１８ 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を、議題とします。 議会運営委員長から、会議規則第７３条の規定によって、お手元にお配りした「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認めます。 したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
日程第１９	
議 長	日程第１９ 「常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を、議題とします。 各常任委員長から、所掌事務のうち会議規則第７３条の規定によって、お手元にお配りした「所掌事務の調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
閉 会	
議 長	これで、本日の会議は全部終了しました。 ここで、町長からごあいさつの申し出がありますので、お受けします。 田頭町長
町 長	平成26年第4回定例会閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。 今定例会は、衆議院議員総選挙の選挙期間と重なり、あわただしい12日間でもございました。 そういった中で、議案の慎重審議がなされ、すべての議案を承認・可決いただきました。ありがとうございました。 特に、国民健康保険税条例案は、町の国保制度を堅持し健全財政に向けた議案とはいえ、住民負担が増額する内容でございました。慎重にご審議、可決いただきました。重みを十分受け止めて、健康づくり、医療費削減、国等への要望活動になお一層取り組む所存でございます。 さて、本議会は、現体制での最終の定例会となりました。各位におかれましても感慨深いものがあるかとお察しいたします。 ここで、この4年間、住民、議会、執行部で取り組みました筑前町のまちづくりを、少し振り返りたいと思います。 まず人口ですが、人口の動向は、町の活力のバロメーターとも言えると思います。10年前の合併時は29,406人だった人口が、4年前には29,264人まで減少いたしました。その後増加に転じ、現在は29,663人と、外国人も含め、4年前より399人の増となっております。 また、交流人口は、開館以来みなみの里に通算400万人、記念館に47万人の入場者があり、2つの施設の直接経済効果は、約5年間で約25億円、雇用もみなみの里に職員50人、出荷者365人、記念館14人が官主導で創出できました。 このように、筑前町に人の動きが活発となり、呼応して事業所も多く進出してまいりました。 大刀洗平和記念館横に大型スーパー、近接して白梅保育所、豊洋精工工場の本格稼働、また国道386号には、ナフコ、コメリ、Aコープ、ドラッグセンター、亀の井ホテル等の進出は、雇用の拡大と、町に活気と利便性の向上をもたらしています。これが人口増との相乗効果であろうかと思えます。 これも筑前町の地の利、人の輪を活かしながら、行政施策として、上下水道、バス停、教育の充実、待機児童の解消、みなみの里、記念館、特産品の情報発信等の総合的な成果だともいえると思います。町にも他の自治体等から、視察も徐々に増加しております。 また、合併時の約束事業でありました。総額18億円からの多目的グラウンド整備は、用地確保に努力し着工の運びとなっております。また、全小中学校の空調整備も近隣自治体に先駆けての取り組みでした。 また、防災行政無線整備も着手しています。長年の懸案事項であった山麓線開通も確定されました。町等の投資が民間の活力を呼び込む地方創生の1つの形と言えるのかもしれない。 一方で財政問題も常に念頭に置いての予算編成でした。中でも4年間で国保会計の収支は悪化いたしました。また、合併10年後以降の地方交付税一本化算定は重要で

	ございます。全国で9, 300億円からの、段階的に交付税減額となるものでございます。本町でも5億6千万円程度の減額となる計算です。 このことに危機感を覚えた全国の合併自治体が、国との交渉に臨み、折しも人口減による消滅市町村名が公表され、衝撃を与えました。 この人口問題も相まって、国も見直しを決定いたしました。 まず、合併市町村の本庁舎以外に活用されている支所については、その経費を算定しようというものです。本町においては、三輪総合支所がありますけれども、その算定額は約2億6千万円、この額が交付税に段階算入されることが、本年決定いたしました。 また、来年までに公民館、消防団分団数、下水道、ごみ処理、地域振興などは、合併計画のような効率化は無理であるとの見解で、今見直し作業が進められています。しかし、ある程度の減額は必至であり、予断は許しません。 併せてゴルフ利用税廃止反対や国民健康保険等の安定運営に向けて、国等への要望を促進しているところでもございます。 なお、内部努力といたしまして、国保税の引き上げにつきましては、先ほどの承知のとおりでございます。 また、基金の運用についても工夫を凝らしております。本年の当初予算時の基金の市は35, 000千円を見込んでおりましたが、円安効果と担当職員の努力、運用により、175, 000千円の収入となる見込みです。 この中には外国債の75, 000千円の償還利子が入っております。不安材料でもありました外国債を、本年ですべて償還いたしました。 また、借入金の残額は、4年前の190億円から、本年度末で173億円の見込みであり、17億円の減額となる見込みであります。 ただし基金は、合併時57億円から、4年前には76億円まで膨れましたけれども、現在は、63億円となっております。 さらに教育の充実は推進されました。小中学校とも学力が向上しているのは、特筆すべきことだと考えられます。 他にも様々でございます。課題も山積ですが、この場で議論し、議会、執行部、住民福祉の向上に向けての取り組みが、努力の成果が見えた4年間であったとも、総括したいと思います。 4年間お疲れさまでございました。町づくりは永遠でございます。また、この場での再開を期待いたしまして、お礼のあいさついたします。お疲れさまでございました。
議長	町長からのあいさつが終わりました。 会議を閉じます。 平成26年度第4回筑前町議会定例会を閉会します。お疲れさまでございました。ありがとうございました。 (15:57)

会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するために署名する。

議 長

宮原 均

13番 議 員

河内直子

14番 議 員

金子保次